

令和8年8月3日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長 田代 宗雄
(コード 2388 東証グロース市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03 - 6225 - 2161)

子会社株式の取得及び売却に係る会計処理の変更 並びに開示内容の一部訂正に関するお知らせ

当社は、令和8年6月26日付「親会社に対する担保権の行使、及び子会社の異動に関するお知らせ（持分法適用関連会社から連結子会社への異動）」（以下「6月26日付開示」といいます。）及び令和8年7月21日付「子会社株式売却に伴う子会社の異動に関するお知らせ」（以下「7月21日付開示」といいます。）において、株式会社日本橋本町菓子処、明日香食品株式会社、昭和ゴム株式会社及び株式会社ルーセント（以下「本件4社」といいます。）の株式の取得及び売却についてお知らせいたしましたが、当社監査法人（監査法人アリア）との協議を踏まえ、令和8年6月30日を末日とする第3四半期連結会計期間に係る会計処理を下記のとおり変更するとともに、上記各開示の記載内容の一部を訂正いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 経緯

当社は、6月26日付開示のとおり、当社の親会社である昭和ホールディングス株式会社（以下「昭和ホールディングス」といいます。）に対する貸付金（令和8年6月24日時点残高388百万円）を被担保債権として設定を受けていた根質権を実行し、本件4社を連結子会社といたしました。その後、7月21日付開示のとおり、令和8年7月17日開催の当社臨時取締役会において本件4社の株式の売却を決議し、これを実行いたしました。

しかしながら、昭和ホールディングスは、令和8年7月13日、東京地方裁判所に対する申立てにより、当社及び株式会社日本橋本町菓子処を債務者として、本件4社株式等の譲渡及び質権の設定その他一切の処分を禁止する仮処分命令を得ており（同社令和8年7月14日付開示）、上記根質権の設定は、当時当社の取締役会長及び菓子処の代表取締役を兼務していた此下竜矢氏が昭和ホールディングスを代表する権限を有しない状態で締結したものであって無効である旨、また本件4社株式の株主は依然として昭和ホールディングスである旨を主張しております。

さらに、昭和ホールディングスについては、令和8年7月17日、東京地方裁判所に対し会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされ、同日付で保全管理命令が発令されております（同社令和8年7月17日付開示）。今後、仮に更生手続開始決定がなされた場合には、管財人により本件根質権設定行為等について否認権が行使される可能性も否定できない状況にあります。

以上の状況を踏まえ当社監査法人と協議いたしました結果、本件４社株式の取得及び売却に係る権利関係について重要な法的不確実性が存すると認められることから、令和８年６月３０日を末日とする第３四半期連結会計期間に係る会計処理を、下記２．のとおり変更することといたしました。

２． 会計処理の変更内容

- （１） 本件４社株式の取得（６月２６日付開示）については、連結の範囲には含めず、当該取得はなかったものとして取り扱うことといたしました。
- （２） これに伴い、上記根質権の実行前の状態に復し、昭和ホールディングスに対する貸付金（元本残高 388 百万円）として計上を継続することといたしました。
- （３） 当該貸付金、及び貸付利息、並びにそれに関連する債権につきましては、昭和ホールディングスに係る前記更生手続開始の申立て及び保全管理命令の発令の状況等に鑑み、破産更生債権等に準ずる債権に区分するとともに、その全額について貸倒引当金を計上することといたしました。
- （４） 本件４社株式の売却（７月２１日付開示）につきましては、上記（１）と整合的に取り扱うため、売却益は計上せず、当該売却により収受した金銭は預り金として計上することといたしました。

３． 開示内容の訂正

上記会計処理の変更に伴い、６月２６日付開示及び７月２１日付開示のうち、本件４社が当社の連結子会社となった旨及びその後連結子会社でなくなった旨の記載につきましては、これを訂正いたします。本件４社は、上記会計処理上、当社の連結子会社に該当したことはなかったものとして取り扱われます。

４． 業績に与える影響

本件会計処理の変更が令和８年９月期第３四半期の連結業績に与える影響につきましては、昭和ホールディングスに対する貸付金（388 百万円）、及びその貸付利息、並びにそれに関連する債権に対し 100%の貸倒引当金を計上することとなります。現時点で詳細は確定しておりませんので、ご報告すべき事項が生じましたら改めてご報告いたします。

５． 今後の対応

当社は、上記根質権の設定及びその実行は、正当な債権保全・回収の手続きとして行ったものであり、昭和ホールディングスの主張には理由がないものと認識しております。当社としては、今後の関連する法的手続き（本案訴訟等）において、当社の正当性を引き続き主張してまいり所存です。今後、当該手続きの進捗等により会計処理又は開示内容に影響を及ぼす事実が判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上